

市川市からの転出・市川市への転入について

＜転出の場合＞

転出等の理由で、市川市民でなくなると、受給者証の有効期限内であっても、障害児通所支援の通所受給者証は使えなくなります。使えなくなる日は、通所給付決定保護者（通所受給者証一面に印字）の住民基本台帳の情報を基に判断されます。

他市町村（特別区を含む）へ転出する場合、障害児通所支援を利用するには、転出先市町村で新たに通所受給者証の申請をする必要があります。

他市町村での申請に、市川市発行の書類等の提出が必要な場合は、市川市役所発達支援課（047-370-3577）までお問い合わせください。

＜転入の場合＞

市川市にて、障害児通所支援の通所受給者証の発行を希望される場合、前の居住地で作成された通所受給者証（有効期限内に限る）のコピーをお持ちいただき、新規申請をしてください。

より早く障害児通所支援を利用されたい場合には、※「発行前サービス」をご活用ください。

（詳細は、市公式Webサイト「発行前サービスについて」をご参照ください。）

申請から利用までの流れ

